

京都府設計津波水位検討委員会設置要領

(設置)

第1条 京都府の沿岸における海岸保全施設等の設計に用いる津波の水位（以下、設計津波水位）設定案を策定することを目的に、専門的見地から広く助言等を得るため、「京都府設計津波水位検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の業務)

第2条 委員会の委員は次の事に関し意見を述べるものとする。

- (1) 地域海岸毎の設計津波水位の設定の検討に関すること
- (2) その他、地域海岸毎の設計津波水位の設定案の策定に必要な事項に関すること

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は津波対策や設計水位の検討等に関する優れた知識を有する者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。
- 3 委員会に委員長代行を置き、委員長がこれを指名する。
- 4 委員長は委員会の議事を進行するものとする。
- 5 委員の任期は、1年以内とする。

(会 議)

第4条 委員会は必要の都度開催するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要領は、平成28年10月13日から施行する。

京都府設計津波水位検討委員会 委員名簿

【学識経験者】

委員	井合 進	京都大学防災研究所	教授	(液状化)
委員	澤田 純男	京都大学防災研究所	教授	(地震工学)
委員	鈴木 進吾	防災科学技術研究所	主幹研究員	(津波防災)
委員	牧 紀男	京都大学防災研究所	教授	(防災計画)
委員	間瀬 肇	京都大学防災研究所	教授	(海岸工学)

【沿岸市町村】

オブザーバー	舞鶴市
〃	宮津市
〃	京丹後市
〃	伊根町
〃	与謝野町

【京都府海岸行政連絡協議会】

- (構成員) 京都府農林水産部農村振興課長 (農林水産省所管)
京都府農林水産部水産課長 (水産庁所管)
京都府建設交通部河川課長 (国土交通省 水管理・国土保全局所管)
京都府建設交通部港湾課長 (国土交通省 港湾局所管)